※※ 本文書の存在を決して関係者等に他言しないで下さい ※※

株式会社日本大学事業部の損害保険代理店事業に関する不正・不当行為への金融検査依頼について

株式会社日本大学事業部（以下「事業会社」と省略）と日本興亜損害保険、あいおいニッセイ同和損害保険、及び富士火災海上保険の間において、以下の通り保険業法・公正取引法及び係るコンプライアンス違反等の不正・不当行為の疑いがあるため、金融検査を依頼いたします。

【新規参入・シェア拡大のための反社会的勢力からの不当・不正要求に対する応諾の疑い】

事業会社の損害保険代理店事業は、当初代申会社を三井住友海上とし、東京海上日動・損害保険ジャパン・ＡＩＵの４社の代理店として事業を行っていた。

平成２３年９月頃より事業会社の統括部署となる事業企画部に井ノ口忠男部長（兼日本大学理事長相談役）が就任してから既存４社に対する不当要求が始まった。

不当要求の主な内容は，①事業会社の損害保険代理店事業を保険会社の社員で行うこと、②同代理店の人件費を保険会社が全て負担すること、③親族会社への広告宣伝費等数千万規模での発注要求（既存４社は、社会常識やコンプラを踏まえて不可能であると回答したものの、その後も井ノ口・アメフト部監督の内田は民間企業など形を変えてやれば可能であると頑なに主張。具体的には新規参入した損害保険会社３社（日本興亜損害保険、あいおいニッセイ同和損害保険、及び富士火災海上保険）から井ノ口または井ノ口の実姉が代表・役員を務める企業へ広告費・印刷等の業務発注の形式等による金銭の流れを検査（調査）していただきたい。㈱チェス・スポーツ／㈱エルフ・エージェンシー　など）、④代理店手数料の法外なアップ要求、⑤日本大学・事業会社と今後取引したいならば相応の金をだせ、等々の執拗な不正・不当要求を行った。

あわせて、これら不正・不当要求の応諾を条件とする取引の“踏み絵”を行う際は、恫喝・脅迫的な言動等を以って既存４社への取引を迫った。

この踏み絵の結果、これら不正・不当要求を拒絶した三井住友海上は代申会社を下ろされ、東京海上日動・損害保険ジャパンも取引を大幅縮小または停止に追込まれ、またはコンプラ等の関係により自らの契約のシェア返上を行うに至った。

一方で、この不正・不当要求に応諾したあいおいニッセイ同和損害保険・日本興亜損害保険・富士火災海上保険が新規参入し、代申会社及び代理店が取り扱う各種損害保険契約を独占的に扱うに至っている。

なお、保険商品によっては、新規参入した３社の保険商品を取り扱うことで大学の経費削減に寄与したもの（管財契約）も存在するようであるが、当時の入札も契約者（大学本体）からの仕様書などの存在もなく、不明瞭な状態での入札で行われた経緯がある。なお井ノ口が用いる入札スキームは“新規参入社に対し既存社より保険料を大幅に下げさせる（ダンピング）→既存社と法外な価格で取引していたとうそぶき既存社を悪者に仕立てたうえで既存社を排除（入札停止・見積対象会社より除外）→井ノ口に従順な保険会社で固め随意契約とする”不正・不当なものであった。また新規参入３社よりも補償内容が厚くかつ保険料の安い既存社４社の保険商品は、井ノ口より言われなきクレームを受けるなどの取引妨害に遭い、取引を見送られることがほとんどであった。

【研修生３名の出向協定違反（カラ出向）及び人件費搾取・詐欺の疑い】

研修生の研修費（人件費）受領目的のため、事業会社の従業員３名をカラ出向させており出向協定違反及び人件費搾取・詐欺容疑の疑いがある。

平成２４年７月頃より事業部からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社へ２名（柏木優希・森友樹）を表

向きでは同社の代理店育成の研修生として雇用させたことになっているが、勤務実態は保険会社に週３回（月・水・金）ほど顔を出すのみで、従来と変わりなく事業部で代理店事業及び他事業に従事している。当然、日本大学事業部代理店の募集人登録はされていない。（森氏は保険会社の研修生であるにもかかわらず一切の保険業務はしていない。）

同じく平成２４年８月頃より事業部から日本興亜損害保険株式会社へ１名（井上奨）を表向きでは同様に研修生として同社に雇用させたことになっているが，こちらも午前中のみ保険会社にいるだけで，研修生としての保険会社での勤務実態はほとんど無い。（なお井上に関しては事業部での勤務実態もほとんどなく井ノ口の私設秘書として従事している。）

事業会社の経営陣はこれらの不正行為等を理解しているものの、この不正を隠匿するために上記３名の勤務状況をあえて把握しないようタイムカード等に出退勤を打刻することのないよう指示をしている。（ただ，不思議なことに事業部の業務にかかる残業代の申請を行い、事業会社より残業代が支給されている様子である。）

【風説の流布の疑い】

富士火災の担当者は井ノ口との交渉を有利に進めるため、既存社の粗探しを行い井ノ口に他保険会社の誹謗中傷を繰り返している様子である。

そしてその歪曲した謂れのない情報に基づき井ノ口が既存社を追い込んでいることから、富士火災の金融機関としての姿勢を疑うものである。

以　上